

不燃・大型ごみ を出す日

◇資源ごみ

4日(第1火曜日)

◇小型プラスチックごみ

11日(第2火曜日)

◇燃えないごみ

18日(第3火曜日)

◇燃える大型ごみ

25日(第4火曜日)

☆スプレー缶、卓上カセット
ボンベなどは使い切り、必ず
穴を開けてから「資源ごみ
の日」に出すようにしてく
ださい。

御坊広域清掃センター 「直接持込」

◇平日

8:30~16:20

- ・当日「許可証」発行
- ・許可証発行受付は16時まで

◇休日【10月23日(日)】

8:30~11:30

- ・1週間前から「許可証」発行
- ※許可証は市役所で発行します。

ダンボールの出し方について

ダンボールや新聞・雑誌(古紙)は、学校や町内会などで実施している集団回収を利用いただき、再資源化へのご協力をお願いします。

ダンボールをごみとして出す場合は、御坊市の**指定ごみ袋に入る大きさに切り**、週2回の「燃えるごみの日」に出してください。

環境衛生課

☎0738-23-5506

労使紛争解決のお手伝い 無料特設労働相談会開催

和歌山県労働委員会では、和歌山県庁で行っている月例労働相談に加え、御坊市でも特設労働相談会を開催します。なお、相談を希望する方は、和歌山県労働委員会事務局への電話予約が必要です。

場時
10月13日(木) 18時~21時
御坊商工会館3階小会議室

相談体制
労働委員会委員(公益委員・労働者委員・使用者委員)が3人1チームで相談に応じます。先着5人程度

定
※予約状況に空きがある場合は、当日20時まで、御坊商工会館にて受付予定。

申料・問
無料
和歌山県労働委員会事務局
☎0738-441-3781

平成28年度分の申請から 納付猶予制度の対象年齢が 「50歳未満」に拡大

平成28年7月分から平成29年6月分の国民年金保険料の納付猶予申請について、30歳未満が対象だった対象年齢が「50歳未満」に拡大されました。なお、平成28年6月分以前の期間は、引き続き30歳未満であつた期間が対象です。

所得審査対象者
申請者本人、申請者の夫または妻(別居中含む)

所得基準
(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
※国民年金保険料の納付が経済的に難しい場合は、納付猶予制度の他に、免除制度等がありますので、ご相談ください。
申・問 国保年金課年金係
☎0738-23-5530

DV被害により国民年金保険料の納付が困難な方へ

配偶者の暴力(DV)により、配偶者(DV加害者)と住居が異なる方であつて、国民年金保険料の納付が経済的に難しい場合は、**配偶者(DV加害者)の所得にかかわらず**、本人(DV被害者)の前年の所得が一定以下であれば、国民年金保険料の全額または一部が免除になります。

◇DV被害者が国民年金保険料の免除を受けるには…

DV被害者が国民年金保険料の免除を受けるには、本人(DV被害者)の申請が必要です。

※配偶者(DV加害者)は所得審査の対象にはなりません。

ただし、世帯主は所得審査の対象となる場合があります。

◇申請手続 ~まずは、お近くの年金事務所へご相談ください~

- ・申請時点の2年1か月前分までの免除を申請できます。
- 過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、ご相談ください。
- ・免除となる期間は、毎年7月から翌年6月までです。
- ・申請及び住居に関する申出は毎年必要です。
- ・初回申請時に、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターなどの公的機関が発行する証明書(配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書)の添付が必要です。

◇免除に該当する所得の目安

本人の前年所得が下表の計算式で計算した金額の範囲内の場合は、国民年金保険料の全額または一部が免除になります(所得審査の対象が本人のみの場合)。

免除の種類	免除に該当する所得の計算式	一部納付額 (平成28年度)
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	—
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	4,070円
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	8,130円
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	12,200円

◇問い合わせ 国保年金課年金係 ☎0738-23-5530
田辺年金事務所国民年金課 ☎0739-24-0432

